

# ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク

Goldman Sachs

2024年5月24日満期 ユーロ円建社債

期間 **約7年** 利率 **年0.32%** (税引後 年0.254%※)

※税引後の利率は、源泉徴収税率20.315%を基準に算出しており、小数点以下第3位未満を切り捨てています。

売出期間 2017年 **5月16日(火)** ~ 2017年 **5月30日(火)**

## 売出要項

< 通貨 > 日本円  
< 売出価格 > 額面金額の100%  
< 申込単位 > 額面金額100万円  
< 受渡日 > 2017年5月31日(水)  
< 利払日 > 年2回(毎年5月24日・11月24日)  
初回利払日における利金のお受取額は額面金額100万円につき1,547円(税引前)、2回目以降の利金のお受取額は額面金額100万円につき1,600円(税引前)となります。

< 償還日 > 2024年5月24日(金)  
利金のお受取は利払日の原則翌営業日以降、償還金のお受取は償還日の原則翌々営業日以降となります。  
< 格付 > A3(Moody's)※、BBB+(S&P)※  
※信用格付を付与した者は、金融商品取引法第66条の27の登録を受けておりません。無登録格付に関する説明は4~5ページをご覧ください。

## 主なリスクについて

- 本債券の価格は、市場金利の変動などにより上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- 発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化などにより、投資元本を割り込むことがあります。

## ご投資にあたって

- ご検討にあたっては、最新の「目論見書」「販売説明書」「契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。これらは、三井住友銀行本支店等にご用意しています。
- 債券を、三井住友銀行の金融商品仲介にもとづき、SMBC日興証券との相対取引により、当該債券の建て通貨で購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品は元本保証ならびに利回り・配当の保証のいずれもありません。
- 金利の変動等による債券価格の上昇・下落、為替相場や株式相場の変動、発行者の財務状況の変化等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクはお客さまのご負担となります。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品のご購入にあたっては、SMBC日興証券に「証券総合口座」および「外国証券取引口座」を開設いただく必要がありますので、三井住友銀行がお取り次ぎいたします。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品は預金ではありません。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品は預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 金融商品仲介で取り扱う商品はSMBC日興証券にて保護預りしますので、投資者保護基金の対象となります。
- 外国債券の場合、利金のお受取は、利払日の原則翌営業日以降、償還金のお受取は、償還日の原則翌々営業日以降となります。なお各債券の取扱休業日は別途お問い合わせください。
- 販売額に限度がございますので、売り切れの際はご容赦ください。
- 債券に関する価格情報および格付の状況等につきましては三井住友銀行までお問い合わせください。
- 債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 債券の譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により取扱が変更となる可能性があります。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関



株式会社三井住友銀行  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号  
加入協会 日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

委託金融商品取引業者



SMBC日興証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号  
加入協会 日本証券業協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

# ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクについて

## 概要

ゴールドマン・サックスは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客様を対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。本債券の発行者「ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク」はゴールドマン・サックスの持株会社です。

## ゴールドマン・サックスの主な業務分野

### 投資銀行業務

世界中の事業法人、金融機関、投資ファンドや政府等の顧客に様々な投資銀行サービスを提供しています。M&Aや事業売却、買収防衛、リスク管理、事業再編、スピンオフなどの戦略的アドバイザリー業務、国内およびクロスボーダーでの株・債券の引受業務や買収ファイナンスの提供、またこうした取引に直接関連したデリバティブ取引も支援しています。

### 機関投資家向けクライアント・サービス

事業法人・金融機関・投資ファンド・政府機関など、主に機関投資家の顧客に対して、債券・株式・為替・コモディティのマーケット・メイキングを行い、顧客との取引執行をサポートしています。また世界の主要な株式、オプション、先物市場でのマーケット・メイキングや顧客の取引決済を行い、資金調達や証券貸借業務なども機関投資家の顧客に提供しています。

### 投資および貸付業務

資金ニーズのある顧客に対して投資および貸付業務を行っています。債券、ローン、公開・未公開の株式、不動産などに対して、ファンドやセパレートアカウントを通じて直接または間接的に投資しています。

### 投資運用業務

幅広い機関投資家や個人の顧客に、主に投資信託や私募投資ファンドを通じて、あらゆる資産クラスの投資商品を提供しています。

## 財務情報（連結）

B/S	百万米ドル単位	
	2016年12月末	2015年12月末
資産合計	860,165	861,395
負債合計	773,272	774,667
株主資本合計	86,893	86,728

P/L	百万米ドル単位	
	2016年12月期	2015年12月期
純収益 (受取利息純額を含む)	30,608	33,820
税引前当期純利益	10,304	8,778
普通株主に帰属する 当期純利益	7,087	5,568

出所：各種資料よりSMBC日興証券作成

# 米国金融持株会社発行のシニア債（TLAC適格シニア債）について

## TLAC適格シニア債とは

TLAC適格シニア債とは、金融安定理事会（FSB）がグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対して課すいわゆるTLAC規制に対応した債券です。TLAC規制とは、FSBがG-SIBsに対して破綻時に備えた総損失吸収力（Total Loss Absorbing Capacity：TLAC）の確保を要求する規制です。金融危機において一部大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大き過ぎてつぶせない」問題に対処し、G-SIBsが破綻した場合に、株主と債権者に損失を負担させることでG-SIBsの重要な機能を維持しつつ、納税者負担を伴わない秩序だった破綻処理を行うことを目的としています。TLAC規制は国際的な銀行自己資本比率規制（バーゼルⅢ）の追加規制と位置づけられます。TLAC規制において確保することが求められるTLACには、総損失吸収力を有すると認められる所定の債務（TLAC適格債務）を算入でき、TLAC適格シニア債はTLAC適格債務と認められる債券です。

## 米国の破綻処理計画

米国の破綻処理計画では、G-SIBsの破綻処理に際し、持株会社の株主や債権者によって損失吸収が行われる形での破綻処理手続が適用される一方で、事業を営む銀行子会社は事業を継続する手続が想定されています。銀行子会社の事業を継続させる前提として、破綻の原因となった損失が持株会社に移され、持株会社の株主、社債権者（TLAC適格シニア債を含む）によって損失負担が行われる可能性があります。したがって、銀行子会社はTLAC適格シニア債を発行することはできず、持株会社のみがTLAC適格シニア債を発行できるとされています。

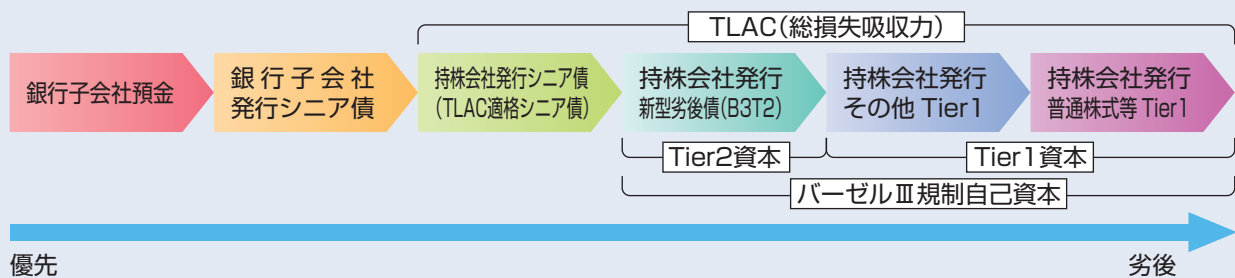
## TLAC適格債務に算入可能な自己資本・負債

TLAC適格債務は破綻処理に際し元本削減や株式転換により損失を吸収できる資本・負債から構成されます。米国においてはG-SIBsの持株会社が発行する普通株式等Tier1、その他Tier1、新型劣後債（B3T2）、後述の要件を満たすTLAC適格シニア債がTLACに該当します。破綻時に損失を吸収することができない預金保険対象預金、仕組債のようなデリバティブが組み込まれた債務などは「除外債務」とされ、TLAC適格債務に算入することができません。

米国連邦準備制度理事会（FRB）は、FSBのTLAC規制を踏まえ、TLAC適格シニア債と認められるための要件として以下の事項を求めています。

- (1) 米国G-SIBsの持株会社が発行する債券であること
- (2) 無担保であること
- (3) 満期までの期間が1年以上であること
- (4) 米国の法に基づいて発行されていること 等

## 米国G-SIBs 損失処理の優先劣後関係のイメージ



## グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）30行のリスト

(2016年11月21日公表)

銀行名	国	銀行名	国	銀行名	国
バンク・オブ・アメリカ Bank of America	米国	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド (RBS) Royal Bank of Scotland	英国	クレディ・スイス Credit Suisse	スイス
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン Bank of New York Mellon	米国	スタンダード・チャータード Standard Chartered	英国	サンタンデル Santander	スペイン
シティグループ Citigroup	米国	ドイツ銀行 Deutsche Bank	ドイツ	ユニクレディト Unicredit Group	イタリア
ゴールドマン・サックス Goldman Sachs	米国	INGバンク ING Bank	オランダ	三菱UFJフィナンシャル・グループ Mitsubishi UFJ FG	日本
JPモルガン・チェース JP Morgan Chase	米国	ノルディア銀行 Nordea	スウェーデン	みずほフィナンシャルグループ Mizuho FG	日本
モルガン・スタンレー Morgan Stanley	米国	BNPパリバ BNP Paribas	フランス	三井住友フィナンシャルグループ Sumitomo Mitsui FG	日本
ステイト・ストリート State Street	米国	グループBPCE Groupe BPCE	フランス	バンク・オブ・チャイナ Bank of China	中国
ウェルズ・ファーゴ Wells Fargo	米国	グループ・クレディ・アグリコル Groupe Cr�dit Agricole	フランス	中国工商銀行 Industrial and Commercial Bank of China Limited	中国
パークレイズ Barclays	英国	ソシエテジェネラル Soci�t� G�n�rale	フランス	中国農業銀行 Agricultural Bank of China	中国
HSBC	英国	UBS UBS	スイス	中国建設銀行 China Construction Bank	中国

出所：FSB “FSB publishes 2016 G-SIBs list” よりSMBC日興証券作成

## SMBC日興証券株式会社

お客様各位

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

## 記

## 〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）〉

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

## 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

## 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 〈無登録格付に関する説明書(S&P グローバル・レーティング)〉

### 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

### 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

### 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

### 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

### 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

3044N

2017年5月12日発行©